

別紙VI 産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する生産技術課題（軽労化など有機農業の生産性向上）の解決に向け、全国複数か所において、有機農業の生産性向上に資する農業機械や栽培管理機器（以下「農業機械等」という。）の実証（現地条件に応じた農業機械等の最適な使用条件の確認、農業機械等の利用に伴う栽培方法の工夫の確認、これらの導入に伴う生産性の変化の把握等）や、その成果の普及に係る取組を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化し、現場の先進的な取組の横展開を推進する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 生産技術課題の解決に向けた実証の取組

有機農業に取り組む際に大きな作業負担となっている雑草対策（除草、抑草等）に関して、全国の複数か所において、作業時間短縮に資する農業機械等の最適な使用条件の確認、現地条件に応じた軽微な改良、農業機械等の利用に伴う作業時間の変化の把握等の実証の取組を支援する。

なお、実証の対象とする栽培品目や実証を行う場所は、実証結果がより広範な地域に活用されるように選定する。また、1種類の農業機械等当たり2か所以上を選定する。

(3) 成果の普及

上記(2)の実証成果を普及するため、報告書を取りまとめるとともに、実証を行った地域又は実践拠点（令和3年度以前に同様の事業を実施した地域を含む。）やみどりの食料システム戦略推進交付金「有機農業産地づくり」事業に取り組む地域のうち、2か所以上において、農業者向け成果講習会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 1の(2)及び(3)を必ず実施すること。

イ 第1の1の(2)の取組において、スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を用いて実証を実施する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」

(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

3 成果目標の設定

本事業の成果目標は、以下の(1)及び(2)の両方とし、目標年度は令和4年度とする。

- (1) 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間を、実証を行った全ての箇所で現状比10%以上短縮すること。
- (2) 農業者向け成果講習会において、全ての農業機械等で50名以上の農業者の参加を得ること。

4 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 2社以上の農業機械等のメーカー又は栽培技術指導を行う団体が参画しているか。
- イ 農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者又は農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。
- ウ 農業者向けの講習会を実施した経験を有する者が参画しているか。
- エ 実証する農業機械等は、過去3年以内に有機農業者への導入実績があるか。
- オ 実証する農業機械等は、導入時の生産者へのサポート体制が整備されているか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より15%以上向上する数値が設定されているか。
- イ 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より20%以上向上する数値が設定されているか。
- ウ 農業機械等の実証内容が、具体的な計画になっているか。
- エ 農業機械等の実証地域が、複数の都道府県に配置され、かつ、一部の地方に偏っていないか。
- オ 成果講習会の開催数が、3か所以上の計画になっているか。

第2 その他

- 1 第1の1(2)の実証は、1者で複数の種類の農業機械等の実証を計画する者を事業実施主体とすることもできるものとする。ただし、2種類以上の農業機械等の実証に係る計画について、一部の農業機械等の実証のみを補助対象経費として選定し、調整を行う場合がある。
- 2 1でいう「種類」とは、「除草機」等、農業機械等の一般的な名称として一括できる範囲を指す(ただし、例えば水田用と畑作用とで機械等の構造や性能が大きく異なる場合等は、異なる種類とする。)ものとし、「1種類の農業機械等」の中に含まれ

る製品は、複数のメーカーのものであるか同一メーカーのものであるかを問わないものとする。また、同一の種類 of 農業機械等を、複数の栽培品目を対象として実証することもできるものとする。